

司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員会合
(判例集等関係第4回) 議事要旨

令和6年9月10日(火)

午後2時50分から午後3時40分まで

於 小会議室

(総務局長)

各委員におかれては、御多忙な中、本会合に御出席いただき感謝申し上げます。

前回の会合に引き続き、委員の皆様方には、裁判所の行うべき調査について、その適正さを担保するために多角的かつ忌憚のない御意見、御助言を賜るようお願い申し上げます。

(各委員)

座長の梶木委員が進行することに異議なし。

(座長)

裁判所ウェブサイトに掲載されている大法廷判決・決定の調査が進行中であるところ、調査の進捗状況及び今後の調査予定につき、庶務から説明をお願いしたい。

(第二課長)

調査の進捗状況の前に、本中間報告の位置づけについて御説明する。

裁判所ウェブサイトに掲載されている大法廷判決等の調査については、およそ3年程度はかかる見込みであるところ、本中間報告は、令和5年10月に行われた前回(第3回)会合から、約1年が経過したことを踏まえ、調査の進捗状況等を御報告するものである。

鋭意照合作業を進めているところ、詳細な検証は、照合作業が終了した後、調査作業終了目安の令和7年までに行う予定であるが、一部について試行的に分析も行っており、調査の進捗状況と併せて御報告する。

作業進捗状況について御説明する。

照合作業自体は計画通りに進んでおり、令和6年7月までに、約9割(調査対象787件のうち、726件)の照合作業が終了している。なお、調査の過程で大法廷ではなく小法廷の判決であったものが数件発見されたことから、調査対象が4件減少した。

次に、試行的な分析につき御説明する。

試行的な分析は、現在までに発見している相違のうちの5割弱について

次の①～⑨に分類する手法を用いて行った。

- ①句読点・記号の相違
- ②条文の誤り
- ③人名の誤り
- ④年月日の誤り
- ⑤明らかな誤字・脱字など
- ⑥大意は変わらない相違
- ⑦文脈から推知可能な相違
- ⑧推知不可、意味内容に大きな影響なし
- ⑨推知不可、意味内容に大きな影響あり

現状の試行的な分析の結果としては、⑤の明らかな誤字・脱字などが約６割、①の句読点や記号の相違が約２割であり、これらに形式面の相違（②～④）を加えると約８５％となる。相違として最も問題がある⑨文脈から推知することができず、かつ、判決の意味内容に大きな影響がある相違は、今のところ発見されていない。

⑧文脈から推知することは困難であるが、判決の意味内容に大きな影響はない相違は、現時点で５個あるところ、そのうちの幾つか御説明する。

昭和２３年（オ）第９号同年９月２４日判決には、「当選者となるかその他の候補者が当選者となるかは不明」と原本に記載がある部分について、ウェブサイトでは「当選者となるかは不明」との記載となっており、一部欠落している。当該部分からは欠落部分の推知は困難であるが、判決の文脈としては、最大得票者が選挙に参加しなかった場合に第二位の者が当選者となるか、その他の候補者が当選者となるかは不明というものであり、当該部分がなくても文意は通じる。また、昭和３０年（あ）第１９８４号同３２年２月１５日決定には、「三七条等）」と原本に記載がある部分について、ウェブサイトでは「三七条）」との記載となっており、「等」が欠落している。当該部分からは欠落部分の推知は困難であるが、第１審の事実審理を保障している憲法の条規（３１条、３７条等）という文脈であり、実際の判決書では３１条、３７条以外にも保障する規定があることが示唆されており、文意に違いはあるものの、主だった規定は挙げられていることから影響は限定的である、というものである。

更に、①～⑨の分類を前提に、年代別の分析も試行している。民事・刑事ともに古い年代に相違が多い傾向がある。新しい年代の相違の内実については、平成８年（オ）第２３２号同１３年３月２８日判決のように、「農地法（以下「法」）」と原本に記載がある部分について、ウェブサイトでは「農地

法（平成12年法律第143号による改正前のもの。以下「法」との記載になっているなど、法律につき、敢えて正確に記載しているものや、昭和63年（オ）第1749号平成5年3月24日判決のように、「被上告人に関する」「受給することが」と原本に記載がある部分について、ウェブサイトではそれぞれ「彼上告人に関する」「受給することが」との記載になっているなど、OCRの読み取り時の誤認識が主であると思われる。

次に、前回調査から本報告までの間に発見した相違につき、相違の程度が大きなものにつき幾つか具体例を申し上げる。昭和42年（オ）第1327号同43年12月25日判決には、「債権者に対し債務引受を」と原本に記載がある部分について、ウェブサイトでは「債務者に対し債務引受を」との記載となっており、当該部分だけを読むと意味が逆になっている。もっとも、当該部分は、少数意見の中で多数意見を引用する部分であり、多数意見を見れば、「債権者」が正しいことが明らかである、商法265条の利益相反に、取締役個人の債務につき、取締役が会社を代表して債権者に対して債務引受をなす行為が含まれるかという議論をしている文脈からしても「債権者」が正しいことがわかる。

昭和23年（れ）第202号同年7月14日判決には、「同一ナルコトヲ証明スルダケデ、被告人ニ於テ右液体ガメタノールデアツタコト乃至メタノールトメチルアルコールトガ同一デアルコトヲ認識」と原本に記載がある部分について、ウェブサイトでは「同一ナルコトヲ認識」との記載となっており、少なくない記載の欠落がある。これは上告趣意書の弁護人の主張部分であり、被告人が「メチルアルコール」について、「メタノール」と同一であると認識していなかったとして故意を争う部分であるが、直後に「メチルアルコール」が法律上所持・譲渡を禁じられている「メタノール」と同一のものであることを知らなかったとしても、それは単なる法律上の不知にすぎず、犯意があったものと認めることを妨げない旨判示されており、判断対象は明らかで、判決の意味内容に違いは生じていない。なお、判例集では欠落はない。

昭和29年（あ）第1671号同34年8月10日判決には、非常に多くの相違があり、「過失では到底済まされないものがあるものであり、問題の取上げ方、証拠の扱い方、判決の表現自体に、隠しても隠しおうせぬ悪意と詐術」と原本に記載がある部分について、ウェブサイトでは「過失で悪意と詐術」との記載となっており、少なくない欠落がある。これは反対意見の中で、憲法76条3項の「良心に従」った裁判ではないとの上告論旨に応答するために、その一部を要約した点の一部が欠落しているものであるが、所論のよ

うな偏見、予断を抱き所論のような悪意と詐術をもって審理かつ判断した事跡は微塵も認められないとしており、反対意見の判断対象及び判断は明確であり、判決の意味内容に違いは生じていない。なお、判例集では欠落はない。

調査の過程で発見した相違については、前回会合における委員の皆様の御意見も踏まえ、令和6年3月28日に、同日までに把握している相違について、各裁判例のページの末尾（全文PDFが掲載されている箇所）に相違箇所を記載したPDFファイルを掲載した。

（座長）

委員において、今の説明に質問等はあるか。

（神田委員）

照合結果として、⑨（推知不可、意味内容に大きな影響あり）があることを特に懸念していたが、現時点で⑨が1件もないとの報告を受け、その点安心した。

（高橋委員）

特にない。

（座長）

特にない。

職員の本作業における負担感を教えて欲しい。

（第二課長）

裁判部と判例集などを扱う係が、通常の業務に加えて、照合作業を行っている。作業を行うためには、判決・決定原本のコピーをとる必要があるところ、裁判所で保管していない古い刑事事件については検察庁に協力を依頼して取り寄せた上で、手作業でコピーをとっている。民事事件も古い判決については、国立公文書館から借り出しを行って、手作業でコピーをとっている。古い判決の原本については、保存状態が悪ければ破損しないように気をつけながら、コピーの抜けや不鮮明なコピーとならないよう確認しながら行っており、相当な負担がある。照合作業は、活用できるICT技術が現状不見当であり、職員が手分けをして、一件一件手作業で相違を確認し、その結果を入力して、ダブルチェックを行うなどしている。照合作業について誤りが生じてはならないため、集中して作業を行わなければならないが、手書きの文字は判読に困難を要することもあるし、縦書きの文書とウェブサイト上の横書きの文書を対照することは容易でなく、労力だけでなく精神的にも負担は大きい。加えて照合作業を終えたものにつき、一件一件相違の分析を行っているが、相違数が多数にのぼること、相違部分につき、前後を確認しながら意味内容を確認する必要があるものも一定数あることなどから、分析に要する

負担も大きい。

(座長)

今後のことを考えると、大法廷の判決等の照合・分析にかかった作業負担の程度をまとめて報告して欲しい。

今後の進行等について、庶務から説明をお願いしたい。

(第二課長)

裁判所は、照合作業及びその分析の期間としておよそ3年を目途に作業を進めているところ、令和7年中に大法廷判決・決定に係る調査結果を分析し、最終の報告をしたいと考えている。また、認識した相違については、順次ウェブサイト相違箇所を記載したファイルを掲載する予定でいる。

(座長)

それでは、第4回の会合を終了する。